

## 修了・卒業の認定、定期試験、成績分布と客観的指標(GPA)の計算方法に関する規定

(2021年4月1日施行 学則・学則施行細則より抜粋)

### 【修了・卒業の認定に関する規定】

(修了・卒業の認定)

学則第25条

- 学校長は教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき授業科目について試験を行い、合格者に対して当該授業科目の修了を認定する。  
ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。
- 2 学業の評価は、試験の結果と出席状況を合わせて評価する。  
その評価はA(90点～100点)・B(80点～89点)・C(70点～79点)・D(60点～69点)・F(59点以下不合格)・E(受験資格喪失)で行い、D以上で合格とする。  
ただし、学校長が必要と認めた場合には、これら以外の表記で成績を表すことができる。  
評価方法の詳細については別に定める。
  - 3 実習の成績評価は担任が行う。実習前及び実習後教育、実習施設の評価、実習日誌及び実習後レポートを総合し評価する。  
なお、臨地実習においては、全実習時間の履修とする。
  - 4 定期試験の方法は筆記試験、口頭試験、実技試験、論文あるいはレポートで行う。
  - 5 GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度による評価については別に定める。
  - 6 試験の不合格者には、再試験を一度だけ行う。
  - 7 試験に欠席した理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。
  - 8 追試験に不合格となった場合は、再試験は行わない。
  - 9 授業科目の出席すべき日数の3分の2以上の出席に達しない者は、その授業科目について試験を受けることができない。
  - 10 学校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
  - 11 歯科衛生士国家試験の受験資格付与に関する規定については別に定める。

(卒業・進級基準)

学則施行第19条

- 1つの学期ごとに全科目A～Dまでの評価を得た者は、必要単位数取得者となり、進級することができる。
- 2 卒業時まで全科目を履修し、学年ごとに必修単位数を取得し、学校長が適当と認めた者は卒業となる。
- 3 不合格科目(E,F評価)が1科目でもある者は留年となる。
- 4 前2項に定める卒業・進級の判定は学校長が定める卒業進級判定会議において行なう。
- 5 本校への学費等の納入金が所定の期日までに未納の者、及び所定の入学手続きが完了していないものは、卒業・進級ができない。

## 【定期試験に関する規定】

### 学則施行細則 第2章 試験規程

#### (試験の種類)

##### 学則施行細則 第7条

在学中の試験は定期試験、臨時試験(学年末試験含む)、追試験、再試験とする。

#### (定期試験)

##### 学則施行細則 第8条

定期試験は、授業を行った全科目について、各学期に一回実施する。

- 2 試験監督者に学生証の提示を求められた場合は、学生証を提示しなければならない。

#### (臨時試験)

##### 学則施行細則 第9条

授業担当教員が教育上必要と認めるときに定期試験以外に臨時で試験を行うことができる。

臨時試験の評価は定期試験の一部として算入することがある。

#### (追試験)

##### 学則施行細則 第10条

定期試験及び臨時試験を欠席したが、本細則第6条に定める欠席扱いを免除した者には追試験を行い、評価は定期試験と同じとする。

- 2 追試験における評価が不合格の者は、その評価を「F」とする。
- 3 試験監督者に学生証の提示を求められた場合は、学生証を提示しなければならない。

#### (再試験)

##### 学則施行細則 第11条

科目の評価が不合格(59～0点)の者、もしくは私的事由により欠席した者については、再試験を行い、60%以上を合格とし、その最高評価は「D」とする。

- 2 再試験の受験は各学期1科目について原則として1回限りとする。
- 3 再試験における評価が不合格の者は、その評価を「F」とする。
- 4 試験監督者に学生証の提示を求められた場合は、学生証を提示しなければならない。

#### (試験の日時・方法)

##### 学則施行細則 第12条

定期試験の日時及び方法は施行の2週間前までに公示する。

- 2 学生が欠席する場合は、欠席届を学校長に提出しなければならない。
- 3 やむを得ない事情で試験に遅刻した場合は、試験監督の指示に従う。
- 4 臨時試験、追試験、再試験を行う場合の日時及び方法は教務が随時発表する。
- 5 欠席日数が学則に定める授業時間数の3分の1を超えるものは試験を受けることができない。

## 【成績分布と客観的指標(GPA)の計算方法に関する規定】

(GPA(Grade Point Average)制度について)

学則施行細則 第13条

### GPA 制度とは

欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレート・ポイント(以下「GP」という。)に置きかえた平均を数値により表すものです。

### GPA 制度導入の目的

GPA は学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的としています。

### GPA の算出方法

GPA を算出する計算式は以下のとおりです。(GPA の算出は、小数点以下第3位以下を四捨五入するものとします。)

実点数範囲	100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点～60点	59点以下 または不合格	受験資格喪失
成績評価	A	B	C	D	F	E
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	0.0

### GPA を算出する計算式

$$\text{GPA} = \frac{\text{(該当授業科目の単位数} \times \text{各授業科目で得た GP) の合計} \cdots \cdots \text{①}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計} \cdots \cdots \text{②}}$$

### GPA 算出の対象科目

基礎分野、専門基礎分野、専門分野のうちの試験等による成績評価を行う授業科目であって、各学科において卒業要件に算入できる授業科目とします。

ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPA の計算から除くものとします。

- 1 入学前に他の専門学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目、又は海外の職業学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目(科目履修生として履修した授業科目を含む。)
- 2 本校在学中に他の専門学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目、または海外の職業学校や大学(短期大学含む。)において履修した授業科目。
- 3 学則の規定による編入学等に伴い、本校の授業を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目。
- 4 前各号に掲げるもののほか、各校各学科が別に定める授業科目。